

(様式第1号)

平成26年度第3回 環境審議会 会議録

日 時	平成27年3月26日(木) 15:30~17:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出 席 者	会 長 久 隆 浩 副 会 長 岸 壽 子 委 員 いとう まい 委 員 乾 久 晴 委 員 井上 尚之 委 員 近藤 博幸 委 員 津久井 進 委 員 中島 健一 委 員 西野 悦子 欠席委員 伊藤 明子 欠席委員 上田 久美子 欠席委員 林 まゆみ 事 務 局 北川 加津美 事 務 局 大上 勉 事 務 局 三輪 知瑞 事 務 局 大脇 亮允 事 務 局 寺尾 祥吾
事 務 局	環境課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	なし

1 会議次第

(1) 開会

(2) 市長挨拶

(3) 諮 問

第3次芦屋市環境計画(案)について

(4) 会 議

1) 委員出席状況の報告

2) 署名委員の指名

3) 議 事

I 第3次芦屋市環境計画の策定作業の経過報告

①前回環境審議会以降の変更点について

②パブリックコメントの実施結果について

## Ⅱ 第3次芦屋市環境計計画（案）についての審議

(5) その他

(6) 閉会

### 2 提出資料

次第

資料① 前回環境審議会以降の変更点について

資料② 第3次芦屋市環境計計画（原案）に係る市民意見募集結果について

資料③ 第3次芦屋市環境計計画（案）

神戸製鉄火力発電所（仮称）設置計計画に係る市長意見

### 3 審議経過

開会

○大上課長：失礼致します。それでは定刻になりました。後ほどご参加いただけるご連絡をいただいております方以外の方につきましては、お集まりいただいておりますので、ただ今より、芦屋市環境審議会を開催させていただきます。

本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私、本日の司会を務めさせていただきます。市民生活部環境課課長の大上でございます。いつもお世話になっております。よろしくお願い致します。本日の会議、お手元の会議次第により進めさせていただきます。それでは早速でございますが、山中市長の方より、ご挨拶申し上げます。

市長挨拶

○山中市長：皆様こんにちは。大変お忙しいところ、環境審議会にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。もう春が、本格的な春がすぐそこまでということで、芦屋川の桜も、今通ってきましたけれども、早く咲きたいというような、そんな感じで待っているようでございます。皆様方には日頃から、環境行政を始め、何かと市政に対しましても格別のご支援を賜っておりますこと、心からお礼を申し上げます。

さて、阪神間の都市部に位置しながら、六甲山から芦屋川、宮川、そして、海へと連なる多様な自然環境を有する本市では、それに加えまして今年度、節目として、あの阪神淡路大震災から20周年ということで、色んな事業を展開してまいりました。地域全体を景観地区に指定し、更に今年度から、景観行政団体に移行するなど、より一層、質の高いまちづくりを目指して、今、取り組んでいるところでございます。

しかしながら、ここ数年の環境に関するトピックスを振り返りますと、東日本大震災の発生により顕著となりましたエネルギー問題、また、地球温暖化、PM2.5といったものから環境対策の技術革新に至るまで、わが国を取り巻く情勢は刻々と変化しております。本市におきましても、身近な自然や生活環境、美しいまちなみなどに対する市民の皆様意識は大変高いものと感じておりまして、本市の環境における現状や、変化する

社会的背景と、深刻化する環境問題を踏まえ、この良好な環境をこれからも守り、更に発展していきたいと考えております。

そのような中、今年度、これまでに委員の皆様を始め、市民の皆様、また、多くの方々のご意見をいただきながら策定を進めてまいりました第3次芦屋市環境計画（案）につきまして、本日の審議会において、諮問事項に挙げさせていただくこととしております。委員の皆様へのお礼とともに、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

- 大上課長：ありがとうございます。続きまして、次第に従いまして説明させていただきます。本日、今、ごあいさつで申し上げましたように、第3次芦屋市環境計画（案）について諮問させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

#### 諮問

- 山中市長：芦屋市環境審議会会長、久隆浩様。第3次芦屋市環境計画の策定について諮問。第3次芦屋市環境計画を策定するに当たり、緑ゆたかな美しいまちづくり条例第7条第3項の規定により、第3次芦屋市環境計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。以上。どうぞよろしくお願い致します。

- 大上課長：それでは、会議に移らせていただきます。久会長様、議事の進行の方、よろしくお願い申し上げます。

#### 委員出席状況の報告

- 久会長：はい。それでは、引き続きまして、私の方で進行させていただきたいと思えます。よろしくお願い致します。議事に入ります前に、まず、最初に本日の委員の出席状況についてご報告いただければと思えます。よろしくお願い致します。

- 三輪係長：委員定数12名中8名の委員の方が現在、出席していただいております。芦屋市環境審議会規則第5条の規定で、過半数以上の出席で成立となっておりますので、会議は成立しております。また、会議の公開等については、芦屋市情報公開条例で、附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、第19条によりまして、非公開情報が含まれる事項の審議等の場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば、公開しないことができることとなっておりますが、特にご意見がなければ、公開とさせていただくことと考えております。

また、議事録の公開につきましては、芦屋市情報公開条例第7条に、公文書の公開義務というような規定されております。この規定に非公開情報の規定があり、それにより判断することになりますが、本日の委員会は原則、公開と考えております。なお、公開内容と致しましては、ご発言いただきました委員の方のお名前も含むものとなっておりますので、ご了承お願い致します。

#### 署名委員の指名

○久会長：はい。ありがとうございます。それでは続きまして、議事録の署名委員を指名させていただきたいと思えます。名簿順に回っておりますので、お二人の方、前回の続きということになりますと、今回は、いとうまい委員と、乾久晴委員にお願いをしたいと思えます。よろしくお願い致します。

続きまして、本日の審議の傍聴はおられますか。

○三輪係長：今のところございませんが、傍聴の方がお見えになられましたら、また諮らせていただくこととなりますので、よろしくお願い致します。

#### 議事

##### I 第3次芦屋市環境計画の策定作業の経過報告

○久会長：それでは、お見えになりましたら、よろしく申し上げます。続きまして、議事の方に入らせていただきたいと思います。先ほど、山中市長の方から、第3次芦屋市環境計画案につきましての諮問がございました。今までの内容につきましては、議論をしていただきましたけども、今回、諮問、答申ということになりますので、改めまして、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、計画案の審議に入ります前に、議事の1番目としまして、事務局から計画策定作業の経過について、ご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○大上課長：はい。それではご説明をさせていただく前に、一件、お諮りご了承いただきたいことがございます。前回の審議会でもそうさせていただいたのですが、今年度、この第3次環境計画策定に携わっております、コンサルタント会社、サンワコンの担当者にも、皆様からいただきますご意見をいただきまして、最終の計画案策定に向けた作業に反映できるようご同席させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。（異議なしの声が上がる）ありがとうございます。それでは、すみません。

○三輪係長：前回、環境審議会以降の変更点についてご説明を致します。送らせていただきました資料で、資料①と書いたものをご覧いただきたいのですが、お持ちでない方はいらっしゃらないでしょうか。

この資料は、計画書の冊子の該当ページと、どの会議でどのようなご意見をいただき変更したのかという、変更点の内容をまとめたものとなっております。今回お送りしました計画書、冊子の方と併せてご覧いただければと思えます。

資料②と書いたものに意見募集の結果についてお示しをさせていただいております。今回は募集期間を平成27年1月7日から2月9日と、通常より少し長目に募集期間を設けて行いました。本来であればパブリックコメントでいただきましたご意見についても、資料①に併せてまとめる予定でございましたが、結果的には意見がございませんで

したので、資料①の方も、前回の審議会以降、会議等でいただいたご意見に基づいて変更した点のみをまとめたものとなっております。

では、資料③について順にご説明をさせていただきます。まず、目次についてのページをお開きください。1枚、2枚めくっていただいた所になります。

今までもご説明してまいりましたが、第1章、第2章という基本的事項と、メインとなります第3章、第4章、そして資料編という、こういった流れで冊子の方を作っております。インデックスについては少し、前回から更に整えている部分がございます、色分けについても変更をしておりますが、冊子の6ページの所に計画の体系をお示ししております、その色合いに統一する形にしております。

基本目標の①から③の所、地域の環境を考える分野としてお示ししている所は、3章第1節から第3節になりますが、こちらを緑色に統一しております。あと、その下の④、⑤の基本目標の所、地球の環境を考える分野になりますが、そこは今お示ししている水色に、そして基本方針を示した第4章のところの部分はピンク色という、この3色にあと第1章、第2章の所の基本的事項の色、資料編の色を加えたこの5色に統一をしております。

少し戻りますが、4ページの所をご覧ください。計画の対象期間についてですが、前回の時点では、環境計画の上位計画に当たります総合計画と改訂時期を合わせるために、対象期間を7年間で提案しましたが、最終的には前回の計画書と同様、10年間ということに決定致しました。またこれに伴いまして、資料1では裏面の所になりますが、10年間の計画期間にしましたので、裏面のページの上から4項目目になりますが、第4章の所に計画の進行管理を設けておまして、そこに少し記載をしておりますが、計画期間を7年から10年ということに変更しましたので、5年後の平成31年度に一旦、アンケートなどを実施して、中間評価を行う旨をそちらの方に記述を追加致しました。

また資料1の方、表面に戻っていただけますでしょうか。7ページから26ページの所が第3章というところになりますが、第3章はテーマごとの目標についてお示ししているページになります。前回、お渡し、お示ししました冊子では、この第3章が始まる前の所に第3章のページ構成を説明したページを付けておりましたが、それぞれのページや節の中に説明も追加しておりますので、この構成だけを説明したページは削除致しました。

次に第3章1節から5節に共通して、少し整えた部分についてですが、7ページの所を見ていただきますと、主体という欄がございます、そちらに市民、事業者、市の関わる主体に○や◎を付けておりますが、主に施策を実施する主体に◎を、協力や参加、共済などという形で関連する主体に○印という形で整えております。また、施策の内容につきましても、主体視点からの記述に整えております。例えば、7ページの第1節の所でご説明致しますと、施策では観察会や講座を実施しますという形に変更し、市民も、事業者も、市もすべて実施主体となるように表現を変更致しまして、主体という欄は、全てに◎を付けております。また、生きものを守りますという、その下の段の所も、生きものを守りますとして、市民の方に主体となって、取り組んでいただくという内容に

修正を致しました。

また 8 ページの右側のページに移りますと、環境配慮事項という欄がございますが、こちらでも市民や事業者についても能動的に、主体的に関わるような記述に修正しております。例えば 8 ページの第 1 節で申し上げますと、市民の方の所では、イベントを通じて自然環境について学びますとか、理解に努めますとか、活動に参加しますというように変更しております。また、事業者についても、協力しますという形ではなくて、活動を行いますとか、整備を行いますというように、市民の方、事業者の方についても、主体的に関わっていただくような記述に変更しております。このような変更を 2 節から 5 節についても同じように行っております。

また、1 枚めくっていただきますと、これまでの主な取組、現状と課題というように続きますが、第 3 章の 1 節から 5 節、また第 4 章も同じような形でこれまでの主な取組という欄を設けております。そちらに追加した記述としましては、市で継続的に実施している事業で、ASHIYA どんぐり大作戦という事業がございますが、その ASHIYA どんぐり大作戦についての記述や、芦屋市の環境マネジメントシステムの取組について、また、芦屋わがまちクリーン作戦についての記述をそれぞれに追記しております。

次に、27 ページ以降の所が第 4 章になりますが、こちらは第 3 章の各基本目標の達成に向けた取組に共通する方向性として、基本方針としてお示ししている所になります。この第 4 章についても、31 ページの推進プログラムという欄におきましては、効果的に、効率的に推進していくために、段階的に取り組んでいく基本的な考え方をここでお示ししておりますが、一部ご説明が不十分な所がございましたので、修正をしております。具体的には 31 ページの下の所に 2) で、「推進プログラムを実施するために」という項目を新たに設けまして、芦屋市の附属機関である環境づくり推進会議が計画、推進の中間的な支援や、協力を担うとの趣旨の記述を修正しております。また付随して、32 ページに推進フローがございますが、こちらが 2) から 3) に変更を致しました。また、推進フローの説明の所も少し修正をして、より分かりやすくさせていただいております。

2 枚めくっていただくと資料編のページになりますが、資料編において修正した点としましては、目次の所にパブリックコメントの実施結果と、諮問、答申という項目を追加致しました。また、資料編の 10 ページの所に、審議会・委員会等の名称という欄のあるページがございますが、こちらに大変申し訳ございませんが、岸委員様の肩書が幹事となっておりますが、理事が正しいということで修正をしております。申し訳ございません。また、計画策定期間中の平成 26 年 11 月 1 日付で任期満了に伴う委員の改選がございましたので、その旨も注意書きとして挿入をしております。

あと、資料編の 20 ページの所に「計画推進に係る部会一覧について」という欄がございますが、再度、関係部会の方に照会を行いまして、一部の部署については個別の聞き取り調査も行って、最終的にこちらの色分けを整えております。

以上が修正点になります。ちょっと駆け足で申し訳ございませんが、以上となります。

○久会長：はい。ありがとうございました。それでは、ただ今のご説明に関しまして、何

かご質問、ご意見、ございますか。

○いとう委員：すみません。ご意見というほどのものではないですけれども、お色目として5色に抑えたということで、グリーンだとかブルーは全然、特に抵抗はないですけれども、このピンクの所が、割と色が濃いような気がします。私もそれほど若くはございませんので、年齢的なものでそう感じるのか分からないですけれども、ピンクがちょっと濃いかなと思いましたのと、32ページの黄色とオレンジ色とピンク色を使っておられる所の、オレンジ色はちょっと色が濃いので、黒い文字がちょっと見づらいのかなという気が致しました。以上です。

○大上課長：分かりました。色目につきましては、まだ、最終完成版のところで微調整できる部分だと考えております。いただきましたご意見、それに伴いましてインデックスの所だけではなく、第4章の27, 28, 29, 30ページという辺りに同じピンク色を使わせていただいておりますが、確かにオレンジ色の部分は実際の文字が見えにくく、目にも刺激が強そうでしたら、できる限りの微調整を考えてみたいと思います。どうもありがとうございます。

○いとう委員：いえ、感じ方の問題ですので、皆さんのご意見を聞いていただいたらなと思います。すみません。ありがとうございます。

○久会長：ありがとうございます。色目は色目として、淡い、明度を上げていただくと良いと思います。他、いかがでしょうか。それでは、ないようでしたら、本日の本題ですけれども、(3)議事2)の第3次芦屋市環境計画(案)につきましての審議に移らせていただきたいと思います。

## II 第3次芦屋市環境計画(案)についての審議

○久会長：先ほども申し上げましたけれども、前回は議論をさせていただいて、本日も発表いただいたように、修正もかかっておりますけれども、更に濃い議論をさせていただく内容で、最終的に通し案を作成したいと思っております。更には今後、この計画を進めていく上での留意点や、重視しておきたい項目等がございましたら、その点についてもおっしゃっていただければありがたいと思っております。いかがでございましょうか。内容につきまして、あるいは今後、これを推進するにあたっての留意事項等がございましたらお願い致します。

せっかくですので、今後10年間、これに基づいて様々な取組が進んでまいりますので、その辺に関しましても、こういうところが必要だとか、こういうことはどうなっているのかというような観点でも結構かと思っております。いかがでしょうか。どうぞ。

○岸副会長：すみません。松枯れですけれども、松枯れは非常に緑が本当に減っていく速

度が早いので、その対応というのはできるのでしょうか。ちょっと、芦屋市の場合は国立公園において、芦屋市、神戸市、西宮市、その辺で隣接している所があるので。それと私有地との範囲があるので、結構、境界線がややこしいらしいですね。

それで毎日芦有に行くまでいろいろ走っておりますと、これはどちらの範囲かな、芦屋管轄かな、芦屋市かなと思いつながら走っておりますが、やはり枯れ出したら非常に早いですね。そうするとやはり、これだけの緑がどんどん、広島県なんかはもう、瞬く間にまっ茶色になったように思います。だからちょっと早め、早めに切っていただける方法はないのでしょうか。

○大上課長：よろしいでしょうか。

○久会長： はい。

○大上課長：実は岸委員の方から悠然より、ご心配、ご指摘もいただいておりました件でして、例えば、この計画の中で触れている部分と致しましたら、自然環境を守るという節のこの 9 ページに、これまでの主な取組と致しまして、上から二つ目、(2)の中で、松枯れの被害木の土木伐採ということにも触れつつ、当然、この環境計画のこの節にあたる取組と致しまして、今後も念頭に置いていくこととして挙げております。具体的には、実際には県の方が順々にチェックしておられるということがございまして、一つ例になるのかどうか分かりませんが、私ども所管、環境課が所管しております、芦屋市の山の方に聖苑、火葬場がございまして、火葬場のちょっと奥手の所に 2、3 本、松枯れが見られるということで、県からもご指摘を受けまして、急遽、伐採したという対応にあたっております。と言いますのも、市所有の火葬場の所有地の中の部分ということもございまして、そういう連絡が来たという状態に過ぎないということです。また、是非そういう補助制度もございまして、そのような県の取組の方にも伺いながら、ご心配いただいている、例えば山の途中、途中の所の部分というのをどうチェックして、見つかったときに管理者の所でどう補助を受けながら手立てできるのかということも確認してまいりたいと思っております。

○岸副会長：そうですね。今日来るときになんとなく一本松枯れしているように見えたのですが、私はこの向かっているとか、しているとか、務めるとかということよりも、するということ、早くしないと、どんどんと悪くなってくるのではないかとということをご心配しております。

○大上課長：分かりました。

○岸副会長：だから今回、この本を読ませていただいて、私は本当に非常に分かりやすくなったなと思って、見やすいと思ったのですが、もう一つ前に積極的な取り組みという、



もう一つ前にやるということ、出来る方法がないかなと思います。

○大上課長：分かりました。それをご指摘いただいた、これまでの他の会議でもですね、具体的にこういうことができないか、こういうこともしっかりやっていくべきだというご意見もちょうだいしていることも全て控えております。ただ、この度の今後の10年間の方向性という環境チェックの形は何分、予算措置や体制なども、所管などを伴う中ですので、具体的にこの時期にこれをやりますというような書き込み方はできません。ただ、この計画が方向性を示しただけで終わらないようにということで、33ページの所でも挙げさせていただいておりますが、この計画に沿った具体的な施策、取組を毎年、毎年進めていく中でご報告し、また、ご意見を頂戴して、実施結果についての評価をいただきます。そしてまた次の年、その次の年の予算要求に反映していきながら、できるだけ具体的な所につながるような、そういう仕組みもここでいただいたご意見を基に具体的に示させていただいております。ですので、しっかりとこの計画に基づいて、具体的な施策、優先順位も含めてですが、この場でもまた引き続きご意見いただきながら、ご報告できるように取り組んでいきたいと思っております。

○久会長：どうぞ。

○西野委員：今のお話から離れますが、今、既にもうかなり以前植えられた木が大きくなり過ぎていて、そこで歩道が確保できないような状態まで生育している木がございます。岩園町の辺りから朝日ヶ丘町の辺りで、実際問題として歩道が通れないようになって、木が大きくなっております。

その辺も、やはり何かしらの手当てをしないと、見事な桜は咲きますが、実際、歩道として機能しないというところまで来ておりますので、その辺りもこの10年の中に、取り組んでいかないといけないのではないかと思います。

○大上課長：はい、ありがとうございます。それでいきますと、ちょうど15ページ、16ページでは、自然を大事にという第1節の所とはちょっと違いまして、まちなみやそしておっしゃいますように、安全面も含めた道路ですとか、公園ですとか、つまり手を掛ける緑とか、まちなみの整備というところもこれが特に芦屋市の環境計画ならではの部分となっております。こういうところの一環で、まちなみ、整備、景観そして、その中で当然、ご指摘いただいたような通行上の安全ですとか、通行のしやすさというところも含めての手入れ、それとその自然の緑を増やそう、残そうというところとのバランスが大事だと思っております。

○西野委員：もう少しその辺の所が出てこない、ちょっとどうかと思ってしまうところがございます。この計画書の中の表現ではちょっと思っていました。

○北川部長：そういった個々具体の課題につきましては、今もお話を聞いたようなことは、市の担当部局に個別にこの会議でこういう話があったのでということでお伝えを致します。また所管の方がそういったご意見の中でどういう形で取り組むかという形になってまいりますので、そういったところをフォローしていきたいと思っております。

○久会長：よろしいでしょうか。樹木の話はなかなか難しいなと思っております、具体的には今、箕面の瀬川地区という所で2年間ほどお手伝いを始めました。きっかけは何かといいますと、箕面川と五十鈴川という二つの川が合流する地点なのですが、今年の洪水の折に、その堤防に影響があるということで、立派なセンダンの木を切りました。それはもう治水上、やむを得ないということで土木事務所が切ったのですが、そこで反対運動が始まりまして、これだけ育った木をどうして勝手に切るのかという話になり、そこで、どうするという話が起きました。

そのときにワークショップを今も継続的にやっていますが、すぐご近所の方にはいつ倒れるか分からない、堤防が崩れるか分からないので早く切って下さいという方が多い。一方で、少し離れた所の方は、例えば、緑が育っているので切るなという話になっておりまして、ちょっと具体的な話になりますけど、約35本の高木がありますが、それを1本、1本、切るか、切らないかあるいは剪定だけをするとか、そういうことを皆で膝を突き合わせて議論しているところです。ですから多分、その桜も通行上の妨げになるっていうことは、皆さんお気づきになっていますが、基本はやっぱり残して欲しいという方もおられるかもしれませんので、その辺りは、少し住民さんの方の議論もあった方がありがたいなという気はします。

○大上課長：ありがとうございます。他の施策にも通じるところがあると思いますし、しかも今ご意見いただいたのは、個々具体のここだということでもうご指摘いただけるようなところでは、実際に維持管理をやっている所にも、速やかにご報告してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○久会長：はい。他の所でもやっぱり環境というのは様々な所とある意味バッティングするところがございますので、その辺りのバランスを取りながら、という施策の変化になっていくだろうと思います。他、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○乾委員：すみません。

○久会長：はい。どうぞ。

○乾委員：15ページからのまちなみについてという所ですけども、もちろん、芦屋が美しいまちなみであるのは存じておりますけれども、次々にマンションが建ったり、新しい建物が建ったりして、なかなか統一的なまちなみは保てていない地区もあるようにも思

います。私有地のこともあり、難しいとは思いますが、統一感があるまちなみを形成しますとか、緑の質の向上を図りますとか、いろいろ書いておりますが、具体的にその私有地に対して何かするという、所有者に対して何か要請するということでしょうか。以上です。

○大上課長：ありがとうございます。少なくとも、この環境計画の中の書き込み、もしくは個々での議論、所管という中では、個々具体のその部分というのはご回答致しかねます。ただ、この大きな方向性を示す環境計画と整合性を取りながら、ちょうど今、ご指摘をいただいた部分で言えば、景観形成の基本計画ですとか、もちろん、法に則った建築指導、建築基準というところは、それぞれの所管がしっかり動いております。ですので、それぞれの所管で所管する計画や施策、それを常にこの環境計画の大きな趣旨、方向性のことも意識しながらお互い進めていき、ご意見を伺っていく。例えば、そういう施策展開と申しますか、規制制作と申しますか、そういうところの議論にも発展する可能性はあると思っておりますが、何分、この中ではそこについて、私有地の部分を何パーセントとか、こういうつもりですとか、もう規制できることにしたいと思っておりますというニュアンスのものではないということは、ご了承いただきたいと思っております。

○久会長：ちょっと私の方から補足ですけれども、私、一昨年まで景観審議会の委員をしておりましたので、15ページの所の2番の指標ですが、表がある2番の指標の一番上に景観地区における建築物の計画認定件数というものがございまして、先ほど市長のご挨拶の中にもございましたが、これは全国で芦屋市だけですけれども、全ての市域が景観地区になっております。それで、他の自治体は一部、本当に良好な景観の所だけが景観地区になりますが、芦屋は全てが景観地区になっております。

それで、景観地区に指定されるとどうなるかという、どんな建物を作る時でも市長の認定が必要になります。それで、その時に全部チェックされます。他の例えば西宮とかは、大きな建物に関しては届出という制度がございまして、芦屋に関しては小さな戸建住宅であっても、市に申請をして認定が出ない限り建てられない。かなり厳しいです。また、その時に周りの建物とか、周りのまちなみに合わせなさいという指導が必ず入りますので、今後作られる建物に関しましては、全て市長が認定をしていくということになりますから、今まではバラバラになっているかもしれませんが、今後はそういう意味では整ったまちなみを更に進めていけるようにはなっていると思っております。

○大上課長：はい。ありがとうございます。

○久会長：ちょっと私もその辺りはどうかと、小さな戸建住宅までも認定をもらわないと建てられないという、本当に厳しい所になりますので、そこはちょっと厳しいなとは思いますが、もう既に全ての市域が景観地区に指定されておりますので、そういう意味ではかなり、全国的にも厳しいルールになります。はい。どうぞ。

○中島委員：私も柔軟な対応がやはり求められると思いますが、そういう意味でやはり、この計画を主体の皆さん、市民の方とか、事業者の方とか、行政と一緒に進めていこうと思ったら、市としてこういうふうにして持って行きたいという方向づける根本というか、条例みたいなものがやはり必要になってくると思います。そうでないと、働きかけだけではなかなか進まないということもございますので、その辺もやっぱり考慮していく必要があるのではないかと思いますし、その市民や事業者の方の熱意に火を付ける、そういった行為もやはり所々に、行政としてのきっかけづくりをしていって欲しいと思うところです。条例がなければ何もできないかということではないですが、方向性を促すような、相対的なものはやはり必要なことではないかなと、個人的には思っているところです。それで、資料1の中で、7の26、第3項のところ、事業者のところ「各活動に協力します」から「各活動を行います」など主体的な言葉に変えておられますが、例えば8ページの所、事業者の所、「イベントに協力します」のままとなっておりますが、これは何か理由があってそのままになったのですか。

○大上課長：漠然と機械的に変換しますという意味ではなくて、そこの主旨を踏まえてということでございます。今ご指摘いただいた所でいきますと、事業者の所の項目のことをご指摘いただいたと思いますが、これはこれからの第一歩的には今、行政がやっていたような地域の環境のいろんな団体さんがやっておられるようなものもございますが、是非そこへ事業者としても入ってきていただきたいと思います。行く行くはもちろん、事業者独自のイベントというのものもあるかと思いますが、今、地域団体とか行政がやっているものと比べたら、まず事業者が主体的にそこに関わってきていただくという、イベントの運営側に入ってきてもらうというような主旨ですので、この書きぶりでも主体的ということにしております。ですので、丸で言うと◎ではなくて、まだ○の位置かと思えます。つまり、一つ一つ吟味しながら、前回お示ししたものよりは主体性が進んだ形に整えたというところでございます。

○久会長：事業者が自然観察会を主催するというのは、現段階ではあまり現実的ではないだろうということで、少しトーンを落として協力しますということにしているという、そういう意味ですね。

○大上課長：はい。

○久会長：よろしいでしょうか。

○大上課長：それと、あと先ほど、中島委員の方からご指摘いただきましたことですが、市民とか事業者にそういう意味でもやっていただきやすいように、もしくはやる気に火を付けるような取組というところをしっかりとご意見として承りました。第4章がそう

いう所でございますが、先ほどもご紹介したのですが、27 ページ、その後の 29 ページの基本方針Ⅱのところでは、それぞれの立場で進めるということから一步進んで、協力して一緒に進める。そして、そのための情報の共有や、情報交換ができる場や機会を作りたいということも目標として挙げてございますので、是非、そういう機会も実現しながら皆さんのご意見と一緒にやっていき、それぞれでもやっていくというような機運の向上に努めてまいりたいと思っております。

○久会長：他、いかがでしょうか。それでは、意見がこれでとりあえず出てきたということでございますので、今後、先ほどからいただいた件に基づきまして、答申書としてまとめていくということになりますけれども、どのようにまとめさせていただければよろしいでしょうか。

○井上委員：すみません。

○久会長：はい。どうぞ。

○井上委員：今お聞きしておりますと、特段、今の段階で強く変更すべきというような、ご主旨の意見はなかったように感じます。従って、計画書本体につきましては適当と、妥当ということで今、皆様方が出してくださいました意見に関しては今後、その運用していく上での附帯意見として別紙にまとめるという、いわゆる、答申書スタイルとしてやられたらどうかと思います。そして、その細かい文言につきましては会長様に一任して、事務局様と会長様の方で調整しながらやっていただくのがベストではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○久会長：只今、井上委員の方からご意見賜りました。計画書本体につきましては妥当とし、あとは皆様方のご意見を附帯意見としてまとめるということを私と事務局とでご一任いただくということでございましたけれども、それでよろしいでしょうか。（異議なしの声が上がる）ありがとうございます。それでは、私の方で事務局と、附帯的な審議会の補修案として作成をさせていただきたいと思っております。

それでは、これで本日の予定しておりました議事は終わりましたけれども、事務局から他に何かございますか。

○三輪係長：報告事項が 1 件ございます。本日、お配りしております資料に、計画段階環境配慮書のあらままと、市長の意見書の二つをお配りしております。その点について、少しご報告をさせていただきたいと思っております。もうご存じの方が大半かとは思いますが、先日、株式会社神戸製鋼所が、灘区にあります神戸製鉄所の規模を縮小しまして、具体的には高炉を始めとする上工程設備を休止して、その跡地に関西電力の火力電源入札に応募する形で、新たに石炭火力発電所を建設することを発表しまして、その環境アセスメントの手続きが開始されました。

ちなみに今日お配りした、この計画段階環境配慮書のあらましの最終ページ、7 ページの所をご覧いただければと思います。環境アセスメントの手続きについて少しご説明をさせていただきますと、環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たりまして、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査や予測、評価を行い、その結果を公表して、一般の方々とか地方公共団体などから意見を聞き、それらを踏まえて、環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくという制度となっております。

また、計画段階環境配慮書の7ページを見ていただきますと、事業者という欄を見ていただくと、計画段階環境配慮書、その後、環境影響評価方法書、そして環境影響評価準備書、環境影響評価書というようにそれぞれの段階で評価などを行いまして、それから事業の実施というようになっていくというものになります。現在は、環境アセスメントのこの計画段階環境配慮書の意見聴取というのが終了した段階でございます。

この計画段階環境配慮書が出されますと、広告縦覧という期間が設けられまして、県知事ですとか、関係市町、今回ですと神戸市と芦屋市がこれに当たりますが、意見を事業所の方に提出するということになります。また、住民の皆様のご意見というのも、事業所の方に出すことができるようになっておりまして、国においても、経済産業大臣、環境大臣の意見というのが事業所の方に提出されていくということになっております。芦屋市としましても関係市町ということですので、関係地方公共団体としまして、2月20日付で芦屋市長意見というのを提出しております。今回、お配りさせていただいたものがその写しとなります。今後、こちらに書いておりますように、方法書、そして準備書、評価書というように、それぞれの段階で国とか、県、市、そして市民の方々のご意見を、それぞれ事業所の方に提出する段階がございます。

当初聞いております予定では、具体的に方法書に係る手続きというのが、平成27年、今年の夏くらいに出される予定と聞いておりまして、その後、現況調査や予測評価というのが1年間入り、準備書に係る手続きというのが平成29年の夏頃、そして評価書に係る手続きが平成30年の春頃に出されるということを知っておりまして、平成30年の夏くらいに着工となり、事業の実施が平成33年度の予定というように聞いております。

今後、こうして方法書、準備書と順番に手続きが進んでいく際には、本審議会の委員の皆様にもご報告と共にご意見をお伺いできたらと考えておりますので、是非とも、よろしくお願ひしたいと思います。簡単ですが、ご報告となります。

○久会長：はい。ありがとうございます。ただ今のご説明の内容につきまして、何かご質問等はございますか。立地している所からは芦屋市は少し距離がありますがけれども、やはり、風向き等では空気に乗っているようなものが流れてくるかもしれないということで、影響範囲にあるという考えで、芦屋市からも意見の方を色々言わないといけないという形になっているかと思ひます。

ちなみに、この神戸製鋼が用意しているパンフレットの一番裏側に、参考で環境影響評価の手続きの順番を書いておりますけれども、以前は枠の外の方法書という所から

始まりまして、準備書、そして評価書というように進んでまいりました。もうお分かりの方も多いかと思いますが、改めてちょっとお話をさせていただきますと、方法書というのは名前の通り、どのような方法で調査をして、予測をして、評価をするのかということをお届けして、それをチェックさせていただくということになります。それに了解が得られますと、次に本格的に調査、予測評価をしまして、準備書を提出します。この準備書に基づいて、また様々なご意見をいただきながら、最終的に修正を加えて評価書ができて事業がやっと動くということに、今まではなっておりました。

しかしながら、この前の法律の改正で、もう一つ前にやりなさいということになりまして、今回の計画段階環境配慮書という形になっております。これは何が目的かと言いますと、方法書から準備書、評価書への流れというのは、もう既にこの事業をやり出すという中で、影響がないかどうかということを確認するための手続きでしたが、計画段階ですから、もしこの事業をやることによって大きく環境に影響を及ぼすのであれば、計画段階で事業をやめなさいという判断ができるということになるわけですね。ですから、もう事業ありきではない段階でチェックをしましょうよということで、この計画面外の環境配慮書っていうのを用意するということが義務付けられたということになりますので、今もその段階で色々、順次進んでいるということでご理解をいただければというように思います。

ちなみに今日、この会議が始まる前に奈良県庁の方が来られて、奈良県でもこの計画段階が4月1日から始まりますが、そうすると3月31日に持って来られたようなことなので、この計画段階をしないように持っていく申請が出ましたということで、慌てて今日持って来られたようです。そういうことで、どんな仕組みを作ったとしても、それに乗せないようにする手段みたいなのは、考えたらいろいろあるなどは思っているところでございます。ちょっと蛇足の話ではございますけれども。

今後は大きな事業は全てこの計画段階からチェックが入りますということで、ご理解いただければというところです。また、先ほど事務局からもお話がありましたように、この方法書、準備書、評価書の順番で進んでいきますので、折を見て、またこの審議会でもいろいろご報告をいただけるのではないかとというように思っております。

○中島委員：よろしいですか。

○久会長： はい。どうぞ。

○中島委員：これは双方から意見ということで入ってまいりますが、これに関する回答などはまた出てくるのですか。それとも、この地域の意見が反映されるというような評価方法になっているのですか。

○久会長：はい。そうですね。

○大上課長：はい。この度、県、神戸市さん、そして市の方も、実は県にお預けして、県から出してもらうという方法もあったのですが、やはり、市としましてしっかりと直接、事業者へ出せる機会ということでこのような形にしました。

あとは国の方も環境省、経済産業省、ここが調査で質問、質疑等を経まして、意見書を出しております。実際には了承するかどうかという、審査という部分で言えば国の方ということになりまして、知事とか市からの意見に対して、その意見に踏まえてこういう対応しますというものが、一定、示されると聞いております。

それが先ほどのお話ではないですが、実施に向けての評価方法とか、調査項目ですとかというところにもしっかりと触れておりますが、それをやりながらやっていきますと、気をつけてやっていきますとなるのか、ちょっとそこまで言われると、確かに事業実施が不可能ですとなるのか、具体的には、まだその段階だということではありますけれども、これに対して、何らかの意見に対する見解というのは出されるということは聞いております。

○久会長：もっとざっくりばらんに言えば、形式的にはこちら側というか、市長が意見を言っ、それを反映して、次の報告書の中に反映をするという形になります。ところが、その前にこういうように反映させてもらって良いですかというようなエントリーは当然、ございます。そこは口頭になるのか、文書になるのかというのは、それぞれの市長さんによって違いますけど、完全に聞きっぱなしでその次行くってということは、実体上はやってないという感じです。

他、いかがでしょうか。要するに、また進み、次の段階でまた報告をいただきたいということでお願いしたいと思っております。それでは、本日は予定していた案件は以上ですけれども、環境審議会というのはなかなか諮問案件がないと開けないことになります。この計画書が終わってしまいますと、またいつかという話になりますので、せっかくの機会ですので、環境に関しまして何か、ご要望とかお気づきになっていることがございましたら、今のお時間からご発言いただきたいと思っております。

先ほど、岸副会長の方からは松枯れについてご意見をいただきましたけれども、他にもちょっとこの辺り気になっているとか、こういうことやって欲しいなとかいうようなことがございましたら、お願い致します。

○乾委員：すみません。

○久会長： はい。どうぞ。

○乾委員：公園とかの緑の整備をされているということでしたけれども、特に南の方ですけれども、夏が近くなると緑道や公園内の植木がポーポーと生えていて、剪定の費用もちろ、人員もかかるでしょうけども、やはり松が茶色くなっているのと一緒で、手を抜くとなんか見苦しいものだなと、住民としては思います。以上です。



○大上課長：はい。公園の木，そして緑道，沿道ということであれば道路課とか公園緑地課という所が体制，予算をお取りしながら取り組んでいるところで，直接よくご意見，ご要望も伺うところと聞いておりますので，改めまして，今日いただいたご意見として，しっかりと伝えてまいりたいと思っております。

○久会長：ちょっと情報提供になるかどうか分かりませんが，生駒市は山の中にニュータウンができていて，学校の中はかなり立派な林を持っていらっしゃる所もございまして。それで，その管理がなかなか行き届いてなかったのですが，数年前に市民グループが管理してあげるよということをお願いして，それで学校林に関しては，市民グループが剪定等の維持管理をやってくださるようになりました。

そうすると，非常にきれいな林になり，子どもたちが入りやすくなったということがございます。それで，その市民グループさんは本格的に山に入る前のトレーニングの場所としてその学校林を使われて，その学校林で初心者練習をし，本格的に山に入って，山の管理をするというような，そういう二段階で使われています。

そういう意味では，いろんな所で無理ない範囲でそういう市民グループさんが管理のお手伝いいただくということもありかなというふうに思うところです。

○大上課長：それは，例えばそれに係る経費的な部分っていうのは，しっかり行政の方が負担しているのですか。

○久会長：当然，費用は出させていただきますけれども，実費程度です。人件費は掛かりませんので。

○大上課長：剪定後の処分などをということですか。

○久会長：それは市がやっております。

○井上委員：その市民グループさんの規模はどのくらいの大きさですか。何人くらいおられますか。

○久会長：20人程度ですね。それもちよつとついでにお話すると，もう一つ前のストーリーがございまして，生駒市がそういう花と緑の学校という形で講座をやっています。講座の修了生が毎年20人程度出てくるので，その方々の有志がまず1期生が立ち上げてくださり，毎年卒業生の中で希望される方がそのグループに入っていくという，そんな感じで進めています。そして活動のフィールドは市役所の方が提供できる所を提供していくということになります。

○大上課長：確かにこの環境計画の中でも、段階的に進めていくようなことを考えている中で、イベントと致しましても単発の自然に親しむイベントもあれば、段階的な何回かの講座形式で、特に今度、地域でそういう指導をしていただけるような方の人材育成とかも目的にしたような講座も企画、構築できたらなということも考えているところです。前回はそういう意見をいただいておりますし、他の地域のそういう良い例をまたいろいろ聞かせていただきながら、取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○久会長：以前、千里竹の会のお話をさせていただきましたが、千里ニュータウンの周りは、環境を守るために竹林をずっと残しております。その竹林は大阪府の持ち物ですけれども、なかなか管理が行き届いておりませんでした。それで、かなり暗い竹林でしたが、それも有志の方々が、ちょっと私たちに切らせてくれということで大阪府にお願いをして、最初 10 人くらいの小さいグループでしたが、今は評判を呼んで 170 名くらいのグループになっておまして、毎日、誰かが竹伐りに行っておりますから、もう切らなくて良いほどのきれいな、明るい林になっております。

これから先は笑い話みたいなエピソードですけども、退職されて家にずっとおられた男性の方がおられて、そこの奥様が「お父ちゃん、そんなゴロゴロしているなら竹の会でも入って、竹、切ってき」と言う話になりました。それでその方は奥さんに尻を叩かれて入ったのに、嬉々として今、竹の会で竹を切っております。奥様も家でゴロゴロ寝ていられるよりも、竹の会に入って活動された方が精神的にも楽だということで、皆がハッピーになっているという、そういうちょっと笑い話的なエピソードもあります。ですから芦屋市でも上手く企画をしていただいたら、どんどんそういう形で手を貸してくださる方はおられるはずです。だから、そのきっかけとかシナリオを市役所としてどう作っていきけるかということがポイントだなと思います。

○大上課長：ありがとうございます。また今後共、是非、いろいろお聞かせ、教えていただきたいと思っております。特に会長の方からおっしゃっていただきましたように、諮問がないとなかなか開く機会がないのもございますが、冒頭申し上げましたように、今後、年度報告もそうですが、具体的なこの計画の章に沿った取組報告という形で、是非、事業の進捗報告やご意見をいただくような、定例的に開催するような形にもっていただけたいと思いますので併せてよろしくお願い致します。

○久会長：他、ないでしょうか。大丈夫ですか。それでは少なくとも年に 1 回はそういう意味でご報告をいただいて、私たちも一緒に評価をさせていただくということになるというご報告でございましたので、また一緒に作った計画でございますので、一緒にしていただけたらというように思います。

それでは、本日の案件、これで全て終了させていただきました。どうもありがとうございます。それでは、司会の方を事務局にお返しします。よろしく申し上げます。

○北川部長：すみません。最後になりましたけれども、今回のこの環境計画は策定に辿り着きました。本日、いろいろご意見をいただいた中で一番、私共の中に残っておりますのが、この計画のいわゆる実効性の担保をどうするのかという宿題をいただいていると思います。計画というのはよく、出来上がったならそれでもう本棚にしまってしまうということがよくございますが、それでは駄目だということでございます。

そのためにも、この計画の進行管理というのが当然でございます。これは我々が進行管理をしていきますが、今、最後にこの環境審議会の方で適宜ご報告申し上げるということで進めてまいります。そうすると当然、厳しいご意見をいただきます。そこで我々も、もう一度、気持ちを締め直して進行管理をしていくということになってまいりますので、今日を出発点としてまたやっていきたいと思っておりますので、今後共よろしくお願い致します。本日はありがとうございました。

○大上課長：ありがとうございました。

○久会長：とういことで。

○大上課長：はい。それでは、予定のつく委員様におかれましては、本当に申し訳ございません。ご意見いただき、また、もしお時間が許せばご説明や、今日お配りしている資料についても、後ほど補足説明させていただきたいと思っております。

○久会長：いや、岸会長から市民が切りたい人もいるのに、切らせてもらえないということで、何とかありませんかという話がございます。

○岸副会長：いや、今おっしゃられましたように、もうちょっと突き詰めた方にいきたいということをおっしゃっていただきましたが、ああいうものに市民の方がどんどん加わるようになれば、本当に良いなということで、そういう風にしたいなということでお話をさせていただきました。

○久会長：ちょっと情報提供をもう一つさせていただきますと、箕面はその山麓保全プログラムというのを市と市民と一緒に作っております。NPO法人山麓保全委員会というのを作りまして、市民の方々がそういう山の管理を、マネジメントをやっていております。正直言って、今管理出来ている所はほとんどが市有林でして、市が買い取った林があって、そこにはいくらでも入らせてもらえますが、やはり民有林のハードルが高いですね。

管理をさせてくださいという話を持ちかけますが、やはり他人が入って、何か利用権とか所有権とか言われてしまうとややこしくなるのでほっといてくださいという方も案外おります。ただ、箕面は面白いです。面白いと言ったら怒られるかな。山を守って

いただく方に管理料をお支払しております。やはり、箕面は山が非常に重要だということで、年間数万円ですから安いですが、その代わりに管理をしているという証拠を写真で出さないといけません。それで、昔はその辺りが疎かで、お金だけポケットに入れて管理していない方もおられました。今はちゃんとそういう証拠を見せなさいといけないということで、自分たちは出来ないという方がその山麓保全委員会にお願いをして、市民グループで入ってくれる人を紹介していただくというシステムができました。

そうした結果、少しずつ民有林の方にも管理が入れるようにはなっております。ですから、そのように市がシステムを作ってくれたことにより、ボランティア団体と所有者のつながりが出来てきているということです。もっと違う言い方をすれば、民間団体が入るとするのは非常に難しいですが、そこに市が関わって仲介して下さることにより、市の信用力が出てきますから、そこで上手くマッチングというか、仲人ができるという体制が取れています。ですので、そんな形を芦屋でも参考にさせていただいたら、山の管理を仲介していただけるような仕組みづくりは可能かなと思います。

○大上課長：なるほど。

○久会長：ちょっと、今度は箕面の滝の所に遊びに行かれたら、滝道という道がありまして、あそこの横でその山麓保全委員会が店を持っております。そこは何の店を開いているかという、木を切ることにより、木でいろんな製品を作りたいという人達が現れて、そこで作った製品を売っておられます。それで、売ったお金がまた活動資金に反映できるというシステムを取ってらっしゃいまして、そこもちょっと市がプログラムをお手伝いしております。ですので、切った後、それが全部廃棄物になるのではなくて、活用できる所は活用していただきます。中にはベンチを作ってください方もおられて、道端にその切り株でベンチを作ってください置かれているような場所もありますし、公園の遊具も作ってくださっています。

○大上課長：そうですね。そういう意味も含めまして、おそらく環境ということですので、普通、市民の方がイメージすると言えば、まず何かを節約しながら、電気を節電という、それも大きな環境の所ですが、大きな自然を相手にしたとか、緑や水のことというのは、どうしても事業者さんや市民の方の意識と、また行動と言いますか、活動も必要だと思います。そこへ是非、市の方も今日度重なりいただいているご意見ですので、何かこう、市がお金のことや体制のことなどで留まることのないように、アイデアとか良い例をたくさん聞かせていただいておりますので、また働きかけていきたいと思っておりますし、また委員の皆様方も、そのご専門のスキルの中からまたいろいろご助言いただけたらと思っておりますので、よろしくお願い致します。ありがとうございます。

○久会長：今日、西野委員はコミスクの方から来られておりますけども、生駒でもう一つエピソードがございます。親子連れでそういう里山保全の活動に参加された方がおられ

て、どうもお父様と子どもさんの人間関係がうまくいってなかったそうですが、1日汗をかいて一緒に体験したところ、すごく人間関係が良くなってきたという、そんなエピソードもございますので、やはりその教育面でもそういうフィールドで色々と親子で一緒にやるというのは、とても効果としても良いのかなという風に思います。

○大上課長：なるほど。ちょうど私共も、今度の日曜日に南の方の芦屋市の総合公園という所で春を探そうというイベントを、先ほどもご紹介した環境づくり推進会議という所の委員さん方主催で実施します。それで、やはり幼稚園を通じてお声掛けしたら、それでも20人、30人くらいの方がご参加いただける予定となっております。そういう小さい所からですけど、それがまた楽しみのところから、岸委員がおっしゃっていただいたように、本当に課題とか、問題のところへの改善につながるような意識とか、グループなどにつながっていったらと思っております。今後共、何とぞよろしくお願い致します。いつも委員会が終わってから久会長に、それから時間の方が長いくらい色んなお話を聞かせていただいております。お話を伺って、それでまた調べたり、聞きに行ったりさせていただいております。

○岸副会長：どんぐりの森作りとかもありますよね。それから芦屋の秋祭り、山祭りなんかをされておまして、やはり1年に一度はあるようですけど、それがあまりこう広がっていったないみたいと思います。せっかくの機会もあると思っております。

○大上課長：そうですね。それも今、役所の中もその所管課の定例行事っていうところで留まっておりますが、それが10年に一度ですけど、こういう機会に庁内の各所管の関わりの中で、この中のこの主旨に当たることですよという中で、我々も連携しながら意味を持たせると言うか、そこからまた他につながるような、そういう意識を持ってやっていきたいと考えております。また、市もそうですし、市内の団体様も各所で活動されている方が多くいらっしゃいますので、ホテルもそうですし、ススキ野原もそうだと思います。ですので、そういうものをつなげていくことも出来たらと思っております。

○岸副会長：お若い方でできるだけ。

○大上課長：ご尽力、またご協力お願い致します。

○津久井委員：芦屋NPOセンターの私も、役員ですけども、割と環境課の方からNPO活動について、何か連携しましょうというお話を議題で話したことは多分、一度もなく、市民参画課との連携はありますけども、環境課との連携はない。実質的にはないです。NPO団体の方々はたくさんいらっしゃって、何割かは環境について、先ほど久先生がおっしゃったような活動に近いようなご活動をされている団体もたくさん登録されております。

○大上課長：そうなんです。それがまた男女共同参画推進課の事業として、親子でどうぞというようなところのネタが木で工作作ろうよとかいう。ですので、共通の切り口とか意味合いで見れば、そこと環境課とも情報連携をすれば広く周知にもつながりますし、周知、PRも広がっていくことになりますので、何かできましたというきっかけを基にそういう機運も広げていきたいと思えます。

○津久井委員：明日、NPOセンターの議事会なのですが、そういうネタが環境審議会に出ておりましたよと。新しい仕事が増えてきたら良いねという風に言った方が良いでしょうか。

○大上課長：わがまちクリーン作戦とか色々と考えるときにはお声掛けをしたりしながら進めていたりもしておりますが、何分、発想というか、アイデアというか、それも市の中だけで考えているとたいしたものなかなか出てきませんので、今日のような、皆様にご意見いただくことをいつも楽しみにしているところです。せっかく作ったものですので、今までと違うようなつながり方とか形のものが出てきたなどご評価いただけるように、頑張ってみたいと思えます。

○西野委員：唯一、里山があった所がすごい宅地開発になってしまって、全く里山じゃなくなっちゃいましたね。ああいうことというのが、もうあれよ、あれよという間に個人の私有地だから仕方がないのかもしれませんが、何かその光景を目の当たりにしている者としては、この計画書とのあまりにもギャップというか、乖離を正直思ってしまう。あつという間にもう変わりましたから、あそこの里山の一角が一気に宅地になった関係で、その影響がどんどんそれが逆に市内の南の方へ南下してきておりますから。その辺のこともやっぱりもう少しこの計画書の中で、もう少し何か具体的なアピールが出来ないかなと正直読ませていただいて、すごく分かるのですが、もう少しパッと入るといふか、全体的な本当に総括なので仕方がないと思えますが、その辺が何か歯がゆいなというのが正直なところです。

○大上課長：行政の中でも確かに先ほど申されたような治水、治安、防災の面で、見た目とかの美しさ、自然や生きものの大事さというのは、どうしても相反したりするところがございまして、これでもって市は具体的に、特に個人の財産のところも含めた規制に入り込みます、それもやっていきますというようになかなか書きにくいところはございます。しかし、それも是非、ここの場でも何度もいただいているご意見ですし、中島委員からも、とうろう池のことなども含めて、そういった規制につなげていくっていうようなものではございませんが、やはり緑を大事にとか、まちなみを本当に大事にしていこうというのが、市の大きな市政というのがこれですので、それにやっぱり恥ずかしくないようにということ、どのセクションで、どの仕事をしておりましてでも取り入れ

ながらと考えているところでございます。

○西野委員：緑を大事にというのは一つ柱があって、実際そこで生活する上での先程申し上げたような道路事業とか、そこを今考えていかないと、芦屋市としてこれだけ色々出来てきた中で、その両方を今は考えないといけない時期なのではないかなと思います。

○大上課長：そうですね。

○西野委員：そういう所が、あまりこれでは分かりづらいです。

○大上課長：そうですね。これだけでは分かりにくいですね。

○西野委員：そうなんです。何かそこがこれから発展していく街というのとまた違って、成熟した部分とその両方があるわけですから、今からの 10 年ってというのはその両方を芦屋市は見えていかなければいけないと思います。その部分はちょっと読み取りにくいというがございます。

○いとう委員：よろしいですか。先ほどの会長のお話をお聞きしまして、これまでお願いをして良いのか分からないのですが、昨年、豪雨が降りまして、芦屋川が上の方の水の流れが変わったと。それで、かなり中洲が大きくなり、両道もちょっと危ないというお声をいただきまして、それを言うてくださった方は費用のこともありますし、スコップさえ用意してもらったらボランティアでやりますよというお声掛けをいただきました。芦屋川は上下水道部の所管となっておりますので、そのお話をしましたら、市としてはやはり、お水に関わることなので、万が一の事故であるとか、そういうものが起こったら困るので、するのであれば市の方で、業者でやりますというような返答をいただいていたところですが、先ほど来、環境学習というか、その市民参画というところからいくと、川の単なる復興事業というのではなくて、学習を含めて、皆で芦屋川を守りましょうみたいことができれば嬉しいなと思います。そうですね、生駒の芦屋バージョンという形が出来たらなど。

○大上課長：そうですね。我々がちょうど子どもさん方を募って、芦屋川の水辺の生きもの見学会を開いておりまして、もちろん保険は入っていただいておりますが、当然、親御さんにもついて来ていただいて、我々も、まずは安全と言いながらやっと思しめるといっても当然のことの今の時代ですけど、その中でも何かと何かの目的をそこで兼ねてやっていたりします。そこへ例えば環境課と、安全を守る、例えば下水道課と一緒にその日は管理しながら一度やってみるとか、アイディアは出てくるかと思えます。是非これを庁内でも、今日、いただいたご意見も含めて、庁内の会議で検討していかないとはいえないと思っておりますので、是非、先生方も色んな方面からまた推していただき、情報提供をしていただきますようお願い致します。

○久会長：出来たら、楽しみながら、皆が関われるような仕組みをどんどん増やしていくと良いかなと思います。ちなみに、若手という観点で言うと、エコネット近畿といって、近畿の環境団体をつなぐNPOがございまして、私、理事をさせていただいておりますが、今の事務局長がすごいネットワークを持っておられる方で、去年から理事をかなり入れ替えまして、今20代、30代の理事が半分くらいになっております。そうすると、話し合いもすごく面白くなってきて、今まではこうやって次第を事務局が作って淡々と説明がされて、叩いていくというやり方でしたが、最近はホワイトボードが出てきて、皆でワークショップの中でああでもない、こうでもないと言って、言いながらまとめていくという、そういう会合に変わってきております。

それで、何が言いたいかと言うと、環境に関心の高い20代、30代はいっぱいいるということです。そういう人たちと結びついたら、本当にもう企画力を持っている、行動力があるということで、すごいパワーが結集できます。ちなみにエコリーグというものがございまして、これは全国の大学生の環境団体のつながりです。そういうところもございまして、上手くやれば、若者をどんどん取り込めるはずだと思います。

ちょっと、これはオフレコですけども、その時におじさんたちがうるさいことを言わないということ。「若者は黙っとけ」みたいな発言が出ると、「もういいわ」という話になりますから、だから若者バージョンでやる時は、おじさんたちもそこに馴染んでいく。そういうやり方をして欲しいと思います。ただ、時間は2倍になりますよ、ワークショップ形式でやりますから。というお話を参考にさせていただいて。

○大上課長：貴重なご意見ありがとうございました。すみません、二度締めになりますけれども、改めまして、本当に1年間、毎年と違いまして、すごくタイトなスケジュールの中で策定にこぎつけさせていただきまして、本当に心より、部長共々、御礼申し上げます。今後共よろしくお願い致します。本日はどうもありがとうございました。

以 上